米国:対中追加関税に関する続報

ー自転車関連製品についてー

米国による対中追加関税については5月に報告した。

http://www.jbpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20190520.pdf

その後いくつか新たな動きがあり、自転車製品にも一部関係がある事例が発生しているの で追補しておく。

1. 第四次分の課税について

第四次分は、その後リスト1とリスト2に区分され、8714.99 (Other) はリスト1に分類されたうえで、9月1日より15%の追加関税が賦課されている。

- ・米国官報8月20日付(第四次分についてリスト1とリスト2に区分し、リスト1は9月1日から、リスト2は12月15日から追加関税を賦課する)
- https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice of Modification %28List 4A and List 4B%29.pdf
- 米国官報 8 月 3 0 日付(追加関税率を 10%ではなく 15%とする) https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification— August_2019.pdf

これらの結果、米国の中国製 8714.99 に対する輸入関税は 9 月 1 日以降、以下のように課税されているはずである。

関税コード	品目	一般税率	対中関税率
8714.99.10	Pts & access. for bicycles & o/cycles, click twist	Free	15%
	grips and click stick levers		
8714.99.50	Pts & access. for bicycles & o/cycles, derailleurs	Free	15%
	and parts thereof		
8714.99.60	Pts & accs. for bicycles & o/cycl., trigger & twist grip	Free	15%
	cntrls for 3-spd hubs, alum. handlebar stems		
	>\$2.15 ea, & stem rotor assys. & pts.		
8714.99.80	Pts. & access. nesoi, for bicycles and other cycles	10%	25%
	of heading 8712		

- 注) 1. nesoi: not elsewhere specified or included
 - 2. 出典: USTR 及び USITC 関税率表

2. 追加関税の適用除外について

これも既報の通り、米国通商代表部では適用除外制度を設け、意見公募のうえ適用除外品目を適宜発表している。自転車関連では完成車が第三次として広く課税されているが、このうち、8712.00.2500の中でシングルスピードのものが追加関税適用除外認定された。2018年9月24日に遡及し2020年8月7日まで適用除外されるようである。

・米国官報9月20日付

https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200 Billion Exclusions_Granted_September.pdf

一方、電動自転車には第二次分として 25%の追加関税がかけられているが、米国官報のやはり9月20日付によれば、8711.60.0050 又は 8711.60.0090 の中で電動機出力が1,000W を超えない電動オートバイと、同じく 8711.60.0050 の電動機出力が 250W を超えない電動スケートボードが適用除外とされた。しかし、現地業界紙の報道によれば電動自転車は除外対象とはならない模様である。

- 参考: 米国官報 9 月 2 0 日付 https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%2416_Billion_Exclusions Granted September.pdf

3. 第一次~第三次分の追加関税率の引き上げは先送り

米国側は第一次~第三次分の追加関税率を 25%から 30%に引き上げるとしていたが、 ワシントンで開催された米中閣僚級協議を経て、30%への引き上げは先送りされることが 米国側から表明された。

以上